にほんうなぎ資源の適切な管理と持続的な利用に関する意見書

にほんうなぎは、全国的に漁獲量が大幅に減少しており、国際自然保護連合(IUCN)のレッドリストに絶滅危惧種として掲載されるなど、資源の枯渇と消費への影響が懸念されているが、その生態については、未だに解明されていない部分が多い。また、稚魚であるしらすうなぎは、当県をはじめ我が国のうなぎ養殖業者が養殖用の種苗として利用しているが、人工種苗の大量生産技術が未確立なため、供給が不安定で養殖業者の経営に大きな影響を及ぼしている。

政府においては、平成24年以降、日本、中国、韓国及び台湾の間でにほんうなぎ資源の利用について協議を開始するとともに、平成26年9月の共同声明に基づき国内において、しらすうなぎ採捕業、うなぎ漁業及びうなぎ養殖業が一体となった資源管理が進められているが、今後も資源の適切な管理とその持続的な利用に向けた対策を着実に進めていく必要がある。よって、国におかれては、下記事項の取組を推進していただくよう強く要望する。

記

- 1 国が主体となって、関係国による資源管理対策を推進すること。
- 2 うなぎの国際取引の実態を調査し、適正な措置を講じるとともに、国内でのしらすうなぎの流通の透明化を図り円滑な需給調整を指導すること。
- 3 にほんうなぎ人工種苗の大量生産技術開発を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年3月22日

鹿児島県議会議長 池畑憲一

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 殿 農林水産大臣 内閣官房長官